

## Park-UP 事業実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、地域主体の柔軟な公園の管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園（都市公園法（以下「法」という。）第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的とした「Park-UP 事業」（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域主体の柔軟な公園の管理運営 地域が主体となって設立された公園運営を担う組織が、地域合意のうえ、定められた運営方針及び利用ルール（以下「運営方針等」という。）により、公園を管理運営、活用することをいう。
- (2) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (3) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (4) 自治連合会等 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。
  - ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
  - イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
  - ウ 概ね小学校又は義務教育学校の通学区域（元学区を含む。（以下「学区」という。））を単位とする地域において活動するものであること。
  - エ 多くの地域住民に支持されているものであること。
- (5) 協力会 「都市公園における公園愛護協力会取扱基準」（以下「取扱基準」という。）に基づき認定する会をいう。

### (対象となる公園)

第3条 事業を実施することができる公園は、原則として建設局所管の住区基幹公園（街区公園、近隣公園及び地区公園（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公園を除く。））とする。ただし、特別な事由により市長が事業の実施を認める場合は、この限りではない。

### (事業の提案主体)

第4条 事業の実施を提案し、活動することができるもの（以下「提案主体」という。）

は、次の各号に掲げるいずれかに該当する団体とする。

- (1) 事業を実施する公園（以下「対象公園」という。）の種別を勘案した一定の範囲における自治連合会等
  - (2) 対象公園において認定されている協力会
  - (3) 対象公園の種別を勘案した一定の範囲において、地域活動に取り組むことを主たる目的とする団体
  - (4) その他市長が認める団体
- 2 事業の実施を希望する団体は、対象公園について、市長に公園活用提案書を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出があった場合は、事業の実施を希望する団体が同条第1項各号のいずれかに該当するか否か及び提案内容が第1条に定める目的に適合するか否かの審査を行い、これらの要件を満たす場合は、提案主体活動通知書を交付し、公表するものとする。
- 4 前項の審査において、事業の実施を希望する団体が同条第1項各号のいずれにも該当しない又は提案内容が第1条に定める目的に適合しないと認める場合は、その旨及び理由を速やかに通知するものとする。

（提案主体の役割）

第5条 提案主体は、対象公園の利用状況や地域の実情、対象公園の種別等を勘案した一定の範囲における自治連合会等の意見を踏まえ、対象公園の運営方針等を決定するために必要な調整を図る住民の居住範囲（以下「利用圏域」という。）を設定し、自治連合会等の合意を得るものとする。利用圏域が複数の学区に跨る場合は、提案主体は利用圏域内の全学区の自治連合会等の合意を得るものとする。

なお、利用圏域は対象公園の利用者を限定するものではない。

- 2 提案主体は、自治連合会等をはじめとした利用圏域内の住民との合意形成のために必要な調整を行うものとする。

（公園運営委員会）

第6条 提案主体等は、地域主体の柔軟な公園の管理運営を担う組織として、利用圏域の住民の意見を踏まえ、自治連合会等及び協力会、その他利用圏域の住民等からなる公園運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設立することができる。

- 2 運営委員会には会長、副会長、会計、その他必要な役職を置き、概ね5人以上で構成するものとする。
- 3 運営委員会の設立は、原則として一つの公園に対し一つとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 4 運営委員会は、自治連合会等及び利用圏域の住民の合意のうえ、対象公園における運

営方針等を定めることができる。

- 5 運営委員会は、定めた運営方針等について、対象公園が位置する学区の住民に周知する。利用圏域が複数の学区に跨る場合は、利用圏域内の全学区の住民に周知するものとする。

(Park-UP 事業実施協定書)

第7条 運営委員会は、自治連合会等の合意のうえ、市長と Park-UP 事業実施協定書（以下「実施協定書」という。）を締結する。

- 2 実施協定書に記載する主な内容は次のとおりとする。
  - (1) 対象公園の名称、種別、所在地等
  - (2) 運営委員会に関する事項（運営委員会規則、運営委員会委員名簿）
  - (3) 対象公園の運営方針等
  - (4) その他事業の実施に当たり必要な事項
- 3 実施協定書の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度末の3月31日までとし、運営委員会から解除の申出や第21条第2項に基づく市長からの解除処分等がない場合は、同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- 4 運営委員会が事業の終了を希望する場合は、終了希望日の3か月前までに市長に事業終了届を提出するものとする。

(運営委員会の役割)

第8条 運営委員会は、地域主体の柔軟な公園の管理運営に当たり、関係法令を遵守するほか、事故やトラブルが生じないよう十分に配慮するものとする。

- 2 運営委員会は、対象公園が運営委員会の独占的な利用とならず、全ての公園利用者にとって使いやすく魅力的な公園となるよう、十分に配慮するものとする。
- 3 運営委員会は、その活動や対象公園の運営方針等に伴って生じる公園利用者や地域住民からの苦情・要望、トラブル等について、誠意をもって対処するものとする。
- 4 運営委員会は、運営方針等に違反する公園利用者に対して、注意・啓発を行い、公園が良好に運営されるように努めるものとする。
- 5 運営委員会は、対象公園の魅力向上等に資するよう、美化及び保全に関する活動を行うものとする。対象公園において、協力が結成されていない場合、運営委員会は取扱基準に基づき協力を結成するものとする。既に協力が結成されている場合、運営委員会は既存の協力会と連携し、活動を行うものとする。
- 6 運営委員会主催のイベント等に出店する事業者を選定する場合は、公平性に十分配慮するものとする。

なお、運営委員会主催とは、運営委員会が責任を持って主体的に企画・運営を行う取組とする。

- 7 運営委員会は、美化及び保全に関する活動及び主催するイベントの事故等に備え、必要な保険に加入するものとする。
- 8 運営委員会の実施する、地域主体の柔軟な公園の管理運営に係る費用については、原則として全て運営委員会が負担するものとする。
- 9 運営委員会主催のイベント等において必要となる官公庁への届出、その他手続については、運営委員会が行うものとする。

(サポート団体)

第9条 市長は、運営委員会の実施する公園の管理運営について、連携及び支援する意思を有し、次の各号を満たしている個人、団体、企業等をサポート団体として登録し、公表する。

- (1) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする個人、団体でないこと。
  - (2) 運営委員会の管理運営の支援を遂行できること。
  - (3) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
  - (4) 登録申請時において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合は当該停止期間中でないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者ではないこと。
- 2 サポート団体として登録を希望するものは、市長にサポート団体登録申請書を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出があった場合、サポート団体として登録を希望する団体が同条第1項各号を満たしているか及び事業内容、活動内容が第1条に定める目的に適合するか審査を行い、これらの要件を満たす場合は、サポート団体登録通知書を交付する。
- 4 前項の審査において、サポート団体として登録を希望する団体が同条第1項各号を満たしていない又は事業内容、活動内容が第1条に定める目的に適合しないと認める場合は、その旨及び理由を速やかに通知するものとする。

(マッチング)

第10条 運営委員会は、サポート団体による連携及び支援を希望する場合、公表されているサポート団体の中から希望するサポート団体を選定し（複数団体の選定可）、市長へ運営サポート依頼書を提出するものとする。

- 2 市長は、前項による依頼があった場合、サポート団体の意向、対象公園の利用状況及び地域の実情等を勘案したうえで、運営委員会とサポート団体のマッチングを行うものとする。

(公園運営サポート協定書)

第11条 前条第2項のマッチングにより、運営委員会及びサポート団体が合意した場合、市長は、運営委員会及びサポート団体と公園運営サポート協定書（以下「運営サポート協定書」という。）を締結する。

2 運営サポート協定書に記載する主な内容は次のとおりとする。

- (1) 対象公園の名称、種別、所在地等
- (2) サポート団体に関する事項（活動内容等）
- (3) その他事業の実施に当たり必要な事項

3 運営サポート協定書の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度末の3月31日までとし、運営委員会又はサポート団体から解除の申出や第21条第2項に基づく市長からの解除処分等がない場合は、同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

4 運営委員会又はサポート団体が運営サポート協定書の更新を希望しない場合、双方協議のうえ、終了希望日の3か月前までに市長に運営サポート終了届を提出するものとする。

5 運営委員会の意思又は市長の解除処分等により、実施協定書を解除する場合、運営サポート協定書も同様に解除されたものとみなす。

(サポート団体の役割)

第12条 サポート団体は、合理的で許容できる範囲内において、公園の魅力向上及び地域コミュニティの活性化等のため、運営委員会の活動を多方面から支援するとともに、必要な協力を行うものとする。

2 サポート団体は、対象公園がサポート団体の独占的な利用とならず、全ての公園利用者にとって利用しやすく魅力的な公園となるよう、十分に配慮するものとする。

3 サポート団体は、対象公園を利用した場合、利用終了後、利用区域及び周辺の美化及び保全に関する活動を行うものとする。

4 サポート団体は、その活動において、物品・飲食物の販売やサービスの提供等、営利行為を伴う場合は、運営委員会の地域主体の柔軟な公園の管理運営に貢献するため、売上の一部を運営委員会の活動資金として支援するよう努めるものとする。

5 サポート団体は、その活動に伴って生じる、公園利用者や地域住民からの苦情・要望、トラブル等について、誠意をもって対処するものとする。

(Start-UP チャレンジ)

第13条 提案主体は、利用圏域内の住民との合意形成等に寄与することを目的として、Start-UP チャレンジを実施することができる。

- 2 Start-UP チャレンジの実施内容として、次の各号のいずれかに該当するものは実施できない。
- (1) 政治的又は宗教的活動
  - (2) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
  - (3) 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号から第6号までに規定する暴力団及びその構成員等の活動
  - (5) 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動
  - (6) そのほか、市が実施する内容として不適切と判断する行為
- 3 提案主体は、Start-UP チャレンジの実施に当たり、サポート団体の連携及び支援を希望することができる。サポート団体の連携及び支援を希望する場合、第10条第1項に準じ、市長へ運営サポート依頼書を提出するものとする。
- 4 Start-UP チャレンジの実施に当たり、市長は提案主体又は提案主体及びサポート団体とStart-UP チャレンジ実施協定書（以下「チャレンジ協定書」という。）を締結する。
- 5 Start-UP チャレンジの実施期間は、チャレンジ協定書が締結された日から最大で3年とする。

#### （遵守事項）

- 第14条 提案主体、運営委員会及びサポート団体は、地域主体の柔軟な公園の管理運営に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第5条に定める禁止行為でないこと。
  - (2) 公園の設置目的に照らして、適当と認められること。
  - (3) 公園の他の利用者及び公園周辺の居住者等に著しく迷惑にならないこと。
  - (4) 事故の発生のおそれがないこと。
  - (5) 専ら営利を目的としないこと。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号から第6号までに規定する暴力団及びその構成員の利益にならないこと。
  - (7) その他公園管理上、支障とならないこと。

#### （運営の支援金）

- 第15条 運営委員会が実施する取組において、飲食・物販等を行う事業者等から得た収入及びサポート団体から得た運営の支援金は、公園の魅力向上及び地域コミュニティの活性化等に資する取組のために使用しなければならない。
- 2 運営委員会は収入（イベント等に出店した事業者が得た収入は除く。）及び使途を記載した年次報告書を市長に提出しなければならない。

(利用計画)

第16条 運営委員会及びサポート団体は、年間利用計画書を作成し、実施協定書又は運営サポート協定書の締結後及び更新後、速やかに市長に提出しなければならない。また、変更する場合も同様とする。

(事業実施に係る調整)

第17条 市長は、必要と認める場合、予算の範囲内で提案主体及び運営委員会の活動に対し、必要な支援を行うことを目的として、コーディネーターを派遣することができる。

2 市長は、必要と認める場合、運営方針等を明示できる掲示板を対象公園内に設置する。

(公園施設の設置)

第18条 運営委員会、サポート団体（以下「設置主体」という。）は、対象公園において、地域主体の柔軟な公園の管理運営に資すると認められる次の各号に規定する公園施設を設置及び管理運営することができる。

(1) Park-UP 施設設置要綱（以下「設置要綱」という。）及び Park-UP 施設設置ガイドライン（以下「設置ガイドライン」という。）に規定する公園施設

(2) その他、市長が必要と認める施設

- 2 公園施設の設置に当たり、設置主体は、法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。
- 3 同条第1項に規定する公園施設の設置及び管理運営に係る費用については、全て設置主体が負担するものとする。

(公園使用料等)

第19条 提案主体、運営委員会又はサポート団体が、事業に基づいて行う行為、公園施設及び占用物件の設置を行う場合の使用料については、条例第12条の3第1項の規定に基づき、原則として免除とする。ただし、前条第1項第1号に規定する公園施設の使用料の取扱いについては、別途、設置要綱で定めるものとする。

2 Start-UP チャレンジにおいて営利活動を行った場合、チャレンジ協定書に基づき、売上還元金(営利活動に係る売上高(税込み)に対する歩合)を納入しなければならない。

3 提案主体、運営委員会又はサポート団体は、条例第12条の3第1項の規定により使用料の免除を受けようとする場合、条例施行規則第12条の規定に基づく申請書を市長に提出するものとする。

(公園施設の整備又は改修)

第20条 事業の実施に伴い、運営委員会又はサポート団体が第18条第1項第2号に規定する公園施設の整備又は改修を行う場合は、事前に協議のうえ、寄付申出等必要な手

続を行うものとする。

(市長の指導監督)

- 第21条 市長は、提案主体、運営委員会又はサポート団体が関係法令及び本要綱、設置要綱の規定に違反する場合、改善指示書により、是正を指示することができる。
- 2 市長は、提案主体、運営委員会又はサポート団体から、改善報告書の提出がなされない場合、又は適切な報告が得られない場合は、提案主体、運営委員会又はサポート団体に対して Park-UP 事業の取消しに関する通知書を発行し、本要綱、設置要綱に基づき締結される協定書を有効期間に関わらず解除することができる。
- 3 市長は、運営委員会又はサポート団体に対し、公園の利用実績や管理活動、利用調整、暴力団への関与等について報告及び資料を求めることができる。
- 4 市長は、必要があると認めた場合は、関係法令及び要綱に基づき、運営委員会又はサポート団体が行う公園の管理運営に関して指導・助言を行うことができる。
- 5 第2項により、協定書が解除された場合、設置主体は、設置許可を受けて設置した公園施設を撤去し、原状に復旧しなければならない。この場合に生じる費用は、設置主体が全額負担するものとする。
- 6 市長は、災害時その他市政推進上やむを得ない場合は、協定書の有効期間にかかわらず、協定書を解除できるものとする。ただし、この場合に生じる、設置主体により設置された公園施設の撤去等に必要な費用の負担は、市長と設置主体が協議のうえ決定するものとする。

(私権の制限)

- 第22条 本要綱に基づく地位及び許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保にすることはできない。

(委任)

- 第23条 各書面の様式その他この要綱の実施に関し必要な事項は、みどり政策推進室長が定める。

(その他)

- 第24条 本要綱（前条に規定する内容を含む）に定めのない事項、又は本要綱に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

本要綱は令和6年2月21日から施行する。

附則

本要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

本要綱は令和6年6月10日から施行する。